

環境について学びませんか？

本市では環境へ関心を持つきっかけとなる機会を提供しています。

6月は環境月間

6月5日は
環境の日



STEP 1 自宅でできる環境学習

さいたまこどもエコ検定

環境についてオンラインで気軽に学ぶことができます。



環境学習について、何から始めればよいかわからないという方におすすめです。

検定について詳しくは、市ホームページでご覧になれます。



STEP 2 実際に体験できる環境学習

市環境教育ネットワーク

市と事業者などが連携し、出前教室や施設見学、学習会などさまざまなメニューを提供しています。



《 学べる分野をピックアップしてご紹介 》

脱炭素

エコな暮らしについて学べます。

- ・燃料電池
- ・省エネ
- ・太陽光

生物多様性

自然や木材について体験、学習できます。

- ・自然観察
- ・森、空気、水

資源循環

リサイクルやし尿処理、ごみについて学べます。

- ・食品ロス
- ・プラスチック問題
- ・海ごみ問題

利用方法などの詳細は、市ホームページでご覧になれます。



詳しくは環境総務課(☎829・1325、FAX829・1991)へ。

7月1日
オープン

認知症フレンドリーまちづくりセンター

本市では、認知症本人とともに暮らしやすいまちづくりに向けた拠点施設として、認知症の人や家族、サポーター、企業の活動・交流支援を行う相談窓口を開設します。



学びたい

認知症に関する情報や、認知症サポーター養成講座などの各種講座、イベントの開催情報を提供します。

活動したい

認知症の人とともに行う地域活動や、認知症支援を行う企業の取組情報などをお知らせします。

交流したい

気軽に相談・交流できる認知症カフェを運営します。また、各地域の開催情報を提供します。

施設情報

所 在	中央区本町東4-7-20 与野本町デイサービスセンター内
相 談 時 間	9時30分～16時 (土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)
認知症カフェ	毎週火曜日 14時～15時30分 (祝・休日、年末年始を除く)
問 合 せ	☎816・4711、FAX853・5010

認知症への理解を深めるために ガイドブックもご利用ください

認知症の基礎知識や進行状況に応じて利用できるサービス・支援をまとめています。

配布場所 各区高齢介護課

※市ホームページでもご覧になれます。



詳しくは、いきいき長寿推進課(☎829・1286、FAX829・1981)へ。

子育て支援医療費助成の 対象年齢を高校生年代まで拡大します



開始日 令和6年10月1日(火)

対 象 本市に住民登録がある、18歳到達後の最初の3月末日までの子ども

※9月までは、中学生以下の子どもが対象です。

※保護者に監護・養育されていない子どもは対象とならない場合があります。

※ひとり親家庭等医療費支給制度・心身障害者医療費支給制度の対象となっている子どもは、子育て支援医療費助成制度の対象とならない場合があります。

申請方法等 ▶ 現在、子育て支援医療費助成制度の対象となっている中学生以下の子ども

…手続きは不要です。9月中旬に有効期限を更新した受給資格証を送付します。

▶ 平成18年4月2日～21年4月1日生まれで、過去に本市の子育て支援医療費助成制度の対象となっていた子ども

…6月下旬に登録内容確認の通知を送付します。登録内容に変更がある場合のみ、手続きが必要になります。

▶ 平成18年4月2日～21年4月1日生まれで、過去に本市の子育て支援医療費助成制度の対象となっていない子ども

…6月下旬に申請書類を送付します。

詳しくは、各区保険年金課へ。

絆をつなぐ

桜木駐車場を東日本連携の拠点に

本市は、桜木駐車場用地の有効活用策として、民間事業者の活力を導入した新たな拠点を作ります。新施設のコンセプトは、「Omiya Well-Being Station」。商業棟やオフィス棟などで構成される複合施設で、新たなビジネス、文化、ライフスタイルを生む拠点となります。

ここでは、新幹線輸送で東日本各地から届いた新鮮な食材を提供したり、大宮の鉄道の歴史・文化の発信拠点として、鉄道博物館や大宮駅と連携し、イベントなどを開催します。また、スマートウェルネスに過ごせる交流拠点として、大きな広場を整備し、食のマルシェ

やスポーツレッスンなどを開催するほか、災害時の一時避難施設としても活用します。

この事業により、本市はより魅力的で活気あふれるまちに発展するとともに、さらなる経済の活性化にも期待ができます。

東日本の対流拠点機能の充実に向け、事業者と連携して整備を進め、令和9年の開業を目指してまいります。

さいたま市長 清水勇人



文化賞・市政功労賞の各受賞者を紹介します

5月1日に文化賞、市政功労賞の表彰を行いました。

文化賞 文化芸術・スポーツの分野において顕著な功績のあった市民又は市にゆかりのある方たしま こうぞう
田嶋 幸三前（公財）日本サッカー協会 会長
（公財）日本サッカー協会 名誉会長

浦和市立南高等学校（当時）において主将として出場した第54回全国高等学校サッカー選手権大会で優勝を果たす。日本代表として、国際Aマッチ7試合にも出場。

引退後は、アンダー世代の日本代表監督を歴任。また、（公財）日本サッカー協会の会長を8年間にわたり務め、本市のサッカー文化の発展、そして日本サッカー界全体の底上げと活性化に大きく寄与された。

市政功労賞 市の公益の増進に寄与又は永年にわたり市政の振興発展に尽力され、その功績が特に顕著な方

表彰区分	氏名・団体名	表彰区分	氏名・団体名
地方自治	高子 景、加藤久美子	消防・防災	大泉 隆司、高橋 健治、岩波 勝幸、故 小池 清
コミュニティ	五十嵐光一郎、井田 光一、石井 孝一	教育・文化・スポーツ	郡島 典幸、原口 圭、出口 裕貴、飯塚 清
保健・福祉	片山 篤美、野田 政充、清水 裕之、横田 明、坂口 正明、高岸 則夫、野中味恵子、金子 泰久、澤田 秀樹、荒井 久治、渡辺 充、金井 庄糸、高桑 稔	寄附	姜 昇旭、浦和レッドダイヤモンズ株式会社、株式会社世界鷹小山家グループ、株式会社小山本家酒造、一般社団法人埼玉県トラック協会、一般社団法人埼玉県連合読売会、明治安田生命保険相互会社
環境・経済	染谷 幸一、長澤 義則、石川 忠久、大森 好治、伴戸 武三		

（順不同、敬称略）

詳しくは、秘書課（☎829・1014、FAX 833・1578）へ。

さいたま国際芸術祭2023

開催結果をお知らせします

令和5年10月7日（出）～12月10日（日）に開催したさいたま国際芸術祭2023は、多くの方にご来場いただいた結果、参加者数及び経済効果共に目標を上回りました。



倉田翠「指揮者が出てきたら拍手をしてください」リハーサル風景、2023年、さいたま国際芸術祭2023、Photo: 表恒匡

参加者数 49万820人 目標:30万人	経済効果 63億6,705万円 目標:30億円	
	経済波及効果 51億2,280万円	広告換算値 12億4,425万円

※広告換算値とは、メディアに露出した時間などを、記事・広告に出した場合の費用に置き換えた金額（当日のテレビ中継等を除く）です。

詳しくは、文化政策室
（☎829・1225、FAX 829・1996）へ。今後の市政運営に役立てるために
市民意識調査にご協力ください

本市では、市政についての意向等を統計的に把握し、今後の市政運営の基礎資料として活用することを目的に、平成19年度から市民意識調査を実施しています。

令和5年度調査結果

Q さいたま市の「住みやすさ」及び「住み続けたさ」は？

「今の地域が住みやすいと思う人」は86.6%、

「今の地域に住み続けたい人」は85.2%と、ともに高い結果に。

Q 今後力を入れてほしい施策は？

全体の結果は、「高齢者福祉」が最も高く、性・年代別では、以下の結果に。

	18～29歳	30・40代	50代	60代以上
男性	学校教育		事故・防犯	高齢者福祉
女性	子育て支援	子育て支援	高齢者福祉	

※市ホームページでこれまでの調査結果をご覧になれます。



対 象 18歳以上の方

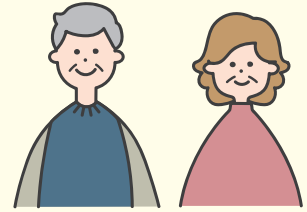
調査内容 さいたま市のイメージ、市政との関わり、市政への満足度・重視度 など

※5,000人を無作為に抽出し、郵送でアンケートを配付します。

詳しくは、広聴課（☎829・1931、FAX 825・0665）へ。

介護保険料を改定します

高齢者人口の増加や必要となる介護サービス費用を見込み、3年ごとに介護保険料を見直しています。令和6～8年度の65歳以上の方の介護保険料は、次のとおりです。



介護保険の所得段階と保険料額

改定前 (令和3～5年度)					改定後 (令和6～8年度)				
区分		所得段階	保険料額		区分		所得段階	保険料額	
世帯市民税非課税	本人市民税非課税	生活保護・老齢福祉年金受給者 課税年金収入額+合計所得金額 80万円以下	第1段階	2万1,700円	世帯市民税非課税	本人市民税非課税	生活保護・老齢福祉年金受給者 課税年金収入額+合計所得金額 80万円以下	第1段階	2万1,900円
		課税年金収入額+合計所得金額 80万円超え 120万円以下	第2段階	2万5,300円			課税年金収入額+合計所得金額 80万円超え 120万円以下	第2段階	3万700円
		課税年金収入額+合計所得金額 120万円超える	第3段階	4万3,400円			課税年金収入額+合計所得金額 120万円超える	第3段階	5万2,600円
		課税年金収入額+合計所得金額 80万円以下	第4段階	6万1,500円			課税年金収入額+合計所得金額 80万円以下	第4段階	6万9,100円
		課税年金収入額+合計所得金額 80万円超える	第5段階	7万2,400円			課税年金収入額+合計所得金額 80万円超える	第5段階	7万6,800円
世帯市民税課税	本人市民税課税	合計所得金額 125万円未満	第6段階	7万9,600円	世帯市民税課税	本人市民税課税	合計所得金額 120万円未満	第6段階	8万4,500円
		合計所得金額 125万円～200万円未満	第7段階	9万4,100円			合計所得金額 120万円～210万円未満	第7段階	9万9,900円
		合計所得金額 200万円～350万円未満	第8段階	10万8,600円			合計所得金額 210万円～320万円未満	第8段階	11万5,300円
		合計所得金額 350万円～500万円未満	第9段階	12万3,000円			合計所得金額 320万円～420万円未満	第9段階	13万600円
		合計所得金額 500万円～700万円未満	第10段階	14万4,800円			合計所得金額 420万円～520万円未満	第10段階	14万6,000円
		合計所得金額 700万円～1,000万円未満	第11段階	16万6,500円			合計所得金額 520万円～620万円未満	第11段階	16万1,400円
		合計所得金額 1,000万円以上	第12段階	19万1,800円			合計所得金額 620万円～720万円未満	第12段階	17万6,800円
							合計所得金額 720万円～1,000万円未満	第13段階	18万4,400円
							合計所得金額 1,000万円～1,500万円未満	第14段階	21万5,200円
							合計所得金額 1,500万円以上	第15段階	23万600円

- ※1「老齢福祉年金」とは、明治44年4月1日以前に生まれた方、又は大正5年4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
- ※2「課税年金収入額」とは、老齢福祉年金、遺族年金、障害年金を除く公的年金等の収入額です。
- ※3「合計所得金額」とは、収入から必要経費を差し引いた、全ての所得を合わせたものです。なお土地、建物の譲渡所得に係る特別控除後の金額です。さらに改訂前の全段階と改訂後の第1～5段階の方は、給与所得がある場合は、所得金額調整前の控除の給与所得から10万円を控除した金額です。

令和6年度の介護保険料の通知書を、7月上旬に発送します。

特別徴収(年金天引き)の方
介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書

普通徴収(年金天引き以外)の方
介護保険料納入通知書

※令和5年12月以降に65歳になった方や市内に転入した方は、特別徴収の開始月までは普通徴収での納付となります。

詳しくは、各区高齢介護課へ。